

インターナショナルスクール・サマースクール等開催支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、インターナショナルスクール・サマースクール等開催支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、児童・生徒のグローバル意識を醸成するため、インターナショナルスクール運営事業者が行う、富山県内でのサマースクール等の開催に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象となるサマースクール等)

第3条 補助金の交付の対象となるサマースクール等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 富山県内の施設において実施されること。
- (2) 富山県内に居住する児童・生徒が参加可能なものであること。
- (3) 3連泊以上すること。
- (4) 参加する児童・生徒数が8人以上であること。
- (5) サマースクール等の活動において、主に使用する言語が英語であること。

(サマースクール等の実施主体)

第4条 サマースクール等の実施主体は、インターナショナルスクール運営事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国内において、インターナショナルスクールを運営した経験が5年以上あること。
- (2) 国際バカロレアを導入しているインターナショナルスクール（海外でも可）を運営していること。
- (3) 日本国内におけるサマースクール等の開催実績を過去3回以上有すること。
- (4) 事業の成果報告（収支計算、区分経理等を含む。）が確実にできること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(交付の対象経費)

第5条 補助金の交付の対象経費は、富山県内で開催するサマースクール等の実

施に要する経費とする。ただし、実施主体が国、地方公共団体その他の団体から補助金等を受ける場合や、参加者から参加料を徴収する場合は、当該補助金等や参加料の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金額は、定額補助とし、1,000,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助金申請額調書(様式第4号)
- (4) 実施主体の概要説明書(様式第5号)
- (5) その他参考となる資料

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、あらかじめ、様式第6号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第12条に規定する実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 補助金精算額調書(様式第10号)
- (4) 参加者アンケート実施結果報告(様式任意)

- (5) 事業実施を証する写真
- (6) その他参考となる資料

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りではない。

2 知事は、前項の報告があつた場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。